

添付資料1

リスク分担表(案)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	市	事業者	
共通	入札説明書等リスク	1	入札説明書等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	●		
	入札参加リスク	2	入札参加費用の負担		●	
	資金調達リスク	3	必要な資金の確保に関するもの		●	
	契約締結リスク(注1)	4	選定事業者と契約が結べない、又は契約手続に時間がかかる場合	●	●	
	制度関連リスク	法制度リスク	5	法制度の新設・変更に関するもの (本事業に類型的又は特別に影響を及ぼすもの)	●	
			6	法制度の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)		●
	許認可リスク	7	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの)	●		
		8	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの以外)		●	
	税制度リスク	一般的な税制変更(新税含む)に関するもの				
		9	収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの		●	
		10	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●		
		11	本事業に特定の税制の新設・変更に関するもの	●		
		12	上記以外の変更に関するもの	●		
	社会リスク	住民対応リスク	13	本件施設の運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
			14	上記以外のもの(選定事業者が行う調査、建設、維持管理に関するもの)		●
		環境問題リスク	15	用地から埋設物が発見された場合	●	
			16	選定事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、工事に伴う水枯れ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		●
		第三者賠償リスク	17	選定事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故及び電波障害対策、日照障害対策に関するもの		●
			18	上記以外のもの(市が行う業務に起因する事故等)	●	
	19		通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合	●		
	債務不履行リスク	選定事業者の責めによるもの	20	選定事業者の事業放棄、破綻によるもの及び無許可での選定事業者の変更		●
			21	選定事業者の責めにより最終期限日までに工事が完成せず契約解除に至った場合		●
			22	選定事業者の提供するサービスの品質が要求水準書に示す一定のレベルを満たさなかった場合		●
		市の責めによるもの	23	市の債務不履行	●	
	不可抗力リスク(注2)(注3)	24	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似した事変または暴動など	●	▲	
		25	風水害や地震、疫病、第三者の行為、その他自然的、人為的な事象のうち、保険等または同等の措置を超えるもの	●	▲	
	金利リスク	金利の変動				
		26	設計・大規模修繕・改修期間中	●		
		27	維持管理期間中		●	
物価リスク	物価の変動					
	28	設計・大規模修繕・改修期間中		●		
	29	維持管理期間中(注4)	●	▲		

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	市	事業者
計画 段階	計画・設 計リスク	発注者責任リスク	30	選定事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
			31	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
		測量・調査リスク	32	入札説明書の一部をなす市の実施による事前調査に関するもの	●	
			33	事業者の実施による測量・調査に関するもの		●
		設計リスク	34	市の条件提示、指示の不備・変更によるもの	●	
			35	選定事業者、請負会社による指示、判断の不備		●
工事 段階	工事リス ク	工事遅延リスク	36	選定事業者の責めにより、工事が契約に定める工期より遅延する、又は完 工しない場合(市の要求による設計変更等に起因する場合を除く)		●
			37	市の要求による設計変更等により、工事が契約に定める工期より遅延す る、又は完工しない場合	●	
		工事監理リスク	38	工事監理に関するもの		●
		工事費増大リスク	39	市の指示に起因する工事費の増大	●	
			40	公表資料や事前視察等では推定不可能な既存施設の瑕疵や法令不適合、 想定外の老朽化・劣化に基づく工事費の増加	●	
			41	上記以外の工事費の増大		●
		要求性能未達リスク	42	要求仕様不適合(施工不良含む)		●
		施設損傷リスク	43	使用前に工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害		●

注1 議会の否決により契約が結べない場合、それまでに掛かった費用は官民各々が負担する。

注2 原則市の負担とし、一定の金額までは選定事業者が負担する。詳細は入札公告時に契約書(案)で提示する。

注3 災害等が発生することが予見される場合(台風等)の繰り上げ閉館等の判断権者は市であり、判断権者の判断(不作為を含む)に  
起因する損害、退館命令を出すことができないことに起因する損害については、市の負担とする。

注4 維持管理期間中の物価リスクは、毎年見直しを行う。見直しに当たっては基準値を定め、基準値を超えた部分につき市が負担する。

段階	リスクの種類		リスクの内容	市	事業者		
維持管理・運営段階	支払遅延・不能リスク	44	市の支払遅延・不能に関するもの	●			
		利用者トラブルリスク	45	選定事業者の業務範囲内に関する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処		●	
	46		上記以外に関する利用者からの苦情及び施設内における利用者間のトラブルへの対処	●			
	維持管理リスク	計画変更リスク	47	市の指示による維持管理業務内容の変更に関するもの	●		
			48	要求仕様不適合(施工不良に起因する場合を含む)		●	
		維持管理コストリスク	49	市の指示による事業内容・用途の変更等における維持管理費の増大	●		
			50	上記以外の要因による維持管理費の増大(物価・金利による増大を除く)		●	
		契約不適合リスク	事業期間中、施設に瑕疵が見つかった場合				
			51	引渡し時から2年以内 (ただし、選定事業者に故意・重過失があるときは10年以内)		●	
		施設損傷リスク	52	引渡し時から3年目以降 (選定事業者の故意・重過失による開業後10年以内のものを除く)	●		
			53	施設の劣化に対して、選定事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因するもの		●	
			54	公表資料や事前視察等では推定不可能な既存施設の瑕疵や法令不適合、想定外の老朽化・劣化に基づく大規模修繕費用(注2)	●		
			55	事故・火災等による施設の損傷(選定事業者の責めによるもの)		●	
	56		事故・火災等による施設の損傷(市の責めによるもの)	●			
運営リスク	計画変更リスク	57	第三者(本件施設の利用者を含む)による施設の損傷(注5)	●	●		
		58	市の指示による運営業務内容の変更に関するもの	●			
	要求性能未達リスク	59	要求仕様不適合		●		
		開業遅延リスク	60	市の指示や帰責事由による開業遅延に伴う損害	●		
	61		上記以外の場合(法令変更、不可抗力を除く)		●		
	運営コストリスク	62	市の指示による事業内容・用途の変更等における運営費の増大	●			
		63	上記以外の要因による運営費の増大(物価・金利による増大を除く)		●		
	需要変動リスク	64	図書館利用者の増加による運営費や業務量の増大(注6)	●	▲		
		65	本施設の有する機能に類する機能を、市が本施設の近隣に設置したことによる利用者減少に伴う収入の減少	●			
		66	上記以外の利用者の減少による収入の減少		●		
図書館資料紛失・破損リスク	67	開架資料について、0.3%以下の盗難・紛失・破損(選定事業者の責めによるものを除く)	●				
	68	開架資料の0.3%を超える盗難・紛失・破損(市の責めによるものを除く)		●			
技術革新リスク(注7)	技術革新リスク(注7)	69	図書館情報システムの更新に関するもの		●		
		70	図書館情報システムの陳腐化に関するもの	●			
	71	機械設備の更新に関するもの		●			
	72	機械設備の陳腐化に関するもの	●				
	73	通信機器・設備の更新に関するもの		●			
	74	通信技術の陳腐化に関するもの	●				

段階	リスクの種類		リスクの内容	市	事業者
	備品損傷リスク	75	劣化によるもの(通常の使用に伴う故障を含む)		●
		76	選定事業者の責めによる備品の損傷		●
		77	市の責めによる備品の損傷	●	
		78	第三者(本件施設の利用者を含む)による備品の損傷、盗難(注8)	●	●
	情報流出リスク	79	利用者の個人情報の外部への流出(選定事業者の責めによるもの。図書館情報システムのセキュリティによるものを含む)		●
		80	利用者の個人情報の外部への流出(市の責めによるもの)	●	
	飲食スペース(注9)等運営リスク	81	飲食スペース及び付帯業務の運営に関するもの		●

注5 選定事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者の、それ以外は市の負担とする。

注6 図書館利用者の増加によりサービス対価を改定することから、市の主分担とするが、次回改定時までの運営費・業務量の増大は事業者の負担(従分担)とする。

注7 更新とは、対象となるシステム、機器、設備等の劣化に伴い、事業提案時に示された各技術の更新費(提案価格)の範囲内で、要求水準及び提案内容を維持するために既存、あるいは新規の技術を用いたシステム、機器、設備等に入れ替えることを指す。また提案価格の更新費を超えた費用については陳腐化として扱い、市の負担とする。

注8 選定事業者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者の、それ以外は市の負担とする。

注9 飲食サービスの提供形態は、レストラン形態に限らない。

段階	リスクの種類		リスクの内容	市	事業者
事業終了時	施設性能に関するリスク	82	事業終了時の施設・設備の状態の要求水準の未達		●
	移管手続に関するリスク	83	事業終了に伴う諸手続及び諸費用の発生、PFI事業者の清算手続に伴う損益等		●